

| 東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算) | | | | | (法務省) | | |
|--|--|-------|---|---|--|-----------|------|
| 事業名 | 災害時における検察の対処能力の強化 | | 担当部局庁 | 刑事局 | | 作成責任者 | |
| 事業開始・終了(予定)年度 | 平成23年度 | | 担当課室 | 総務課 | | 総務課長 岩尾信行 | |
| 会計区分 | 一般会計 | | 施策名 | Ⅱ-4-(2) 検察権行使を支える事務の適正な運営 | | | |
| 根拠法令 (具体的な条項も記載) | 東日本大震災復興基本法(平成23年法律第76号)第3条等 | | 関係する計画、通知等 | 「復興への提言(平成23年6月25日東日本大震災復興構想会議)」、「東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部)」 | | | |
| 事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内) | 「復興への提言」では、被災地や避難先における犯罪防止の取組及び災害発生時における、住宅、店舗等の防犯対策など、犯罪の起きにくい地域づくりの推進を掲げており、「東日本大震災からの復興の基本方針」においても、災害発生時に治安上の問題が生じないように、治安関係機関の対処能力を強化するとしているところ、震災の影響により、捜査体制に支障が生じるなどすると、捜査の遂行が困難になるなど、地域の治安を維持できない事態が想定されることから、適正かつ迅速な検察権の行使に支障をなくすることによって治安を確保する。 | | | | | | |
| 事業概要 (5行程度以内。別添可) | 一刻も早い復興を実現し、被災した人々や復興に携わる人々が復興作業等に全精力を傾注できる安定した社会的基盤作りを可能とするため、被災時における捜査・公判等の検察活動の継続及びこれに密接に関連する各種事務の維持に必要な体制を構築することによって、適正かつ迅速な検察権の行使を確保し、災害発生時の治安対処能力を強化する。 | | | | | | |
| 実施方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他 | | | | | | |
| 23年度予算額 (単位:百万円) | 当初 | 第1次補正 | 第2次補正 | 第3次補正 | 計 | | |
| | | | | 863 | | | |
| 成果目標 (アウトカム) | 成果指標 | 単位 | 目標値 | | 活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算積 置の累積に係る見込み | 23年度活動見込 | |
| | | | 23年度 | (年度) | | | 活動指標 |
| | | | | | 事件の受理件数 | 件 | () |
| 単位当たりコスト | 469(円/件) | | 算出根拠 | 平成23年度予算要求額 862,811,000円 平成22年度事件受理件数 1,838,705件 | | | |
| 事業所管部局による点検 | | | | | | | |
| 項目 | | | 内容 | | | | |
| 「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。 | | | 「復興への提言」では、被災地や避難先における犯罪防止の取組及び災害発生時における、住宅、店舗等の防犯対策など、犯罪の起きにくい地域づくりの推進を掲げており、「東日本大震災からの復興の基本方針」においても、災害発生時に治安上の問題が生じないように、治安関係機関の対処能力を強化するとしている考え方との整合性がとれている。 | | | | |
| 被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。 | | | 震災の影響により、捜査体制に支障が生じるなどすると、捜査の遂行が困難になるなど、地域の治安を維持できない事態が想定されることから、被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるといえる。 | | | | |
| 効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。 | | | 本事業を遂行することにより、適正かつ迅速な検察権の行使を確保し、災害発生時の治安対処能力を強化することが可能となるため、効果的な事業であるといえる。 | | | | |
| 費用対効果や効率性の検証が行われたか。 | | | 単位当たりコストが低額であり、本事業で構築される体制整備によって、災害発生時の治安対処能力が強化されることから、費用対効果や効率性に優れているといえる。 | | | | |
| 国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。 | | | 災害時における適正かつ迅速な検察権の行使を確保するための事業であることから、そのための体制の構築については、国が直接担う必要がある。 | | | | |
| 他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。 | | | 本事業は、災害時における治安対処能力強化のための体制を構築するもので、他事業との重複はなく、各検察庁において導入のための調査を実施しており、計画的な事業の実施が可能である。 | | | | |
| 事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。 | | | 各検察庁において導入のための事前調査を実施していることから、事業の迅速な着手・執行が可能であり、適正な手続によることについての指導もしている。 | | | | |